

令和5年度入札・契約制度の改正及び運用の見直しについて

1 災害応急対策又は災害復旧工事中の不可抗力による損害の負担について

災害応急対策又は災害復旧に関する工事中に不可抗力により損害が生じた場合は、受注者の負担（請負代金額の1%）を求めずに、当局が対象となる損害合計額を負担するものとします。

| 現行 | | 改正後 | |
|-------|--|--------------------|-------|
| 対象工事 | 当局の負担 | 対象工事 | 当局の負担 |
| 全ての工事 | $\frac{\text{損害合計額} - \text{請負代金額} \times 1/100}{}$ (受注者負担) | 災害応急対策又は災害復旧に関する工事 | 損害合計額 |
| | | 上記以外の工事 | 同左 |

→ 令和5年4月1日以降に契約を締結する案件から実施します。

2 参加停止措置の見直し

税務当局から役員等が業務に関し脱税行為により告発された事業者については、役員等の逮捕又は起訴がされていない段階においても、6か月の参加停止を行うこととします。

→ 令和5年4月1日から適用します。

3 工事、測量・設計等（以下「工事等」という。）に係る入札・契約関係書類等の押印見直し

下記の工事等に係る入札関係書類及び契約関係書類等について、押印を不要とします。

| | |
|----------|--|
| 入札関係書類※1 | 一般競争入札参加資格確認申請書、実務経験証明書、積算内訳書 |
| 契約関係書類 | 下請負契約等の通知書・変更通知書、市外業者選定理由書、現場代理人の兼任に係る誓約書※2、監理技術者の兼任に係る誓約書 |
| その他 | 中間前払金に係る認定請求書 |

※1 上記のほか、共同企業体競争入札参加資格審査申請書を廃止します。

※2 現場代理人印も不要とします。

→ 令和5年4月1日から実施します。

4 契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応

契約保証及び前払金保証契約について、紙の証書の寄託に代えて、当局が電子証書を閲覧し確認することにより、契約締結又は前金払することを可能とします。

注1 受注者から保証事業会社等への申請を電子で行っていただく必要があります。

注2 電子証書の閲覧のため必要となる手続きの詳細は、別途お知らせします。

→ 令和5年4月1日以降に契約を締結する案件から実施します。

5 工事の等級格付等申請に係る取扱いの見直し

加点対象となる暴力団不当要求防止責任者講習の受講年月日を、「判定基準日（格付する年度の前年度の10月31日）から遡って4年前まで」から「判定基準日から遡って4年7か月間前まで」に延長します。

→ 令和5年度に申請を受け付ける令和6年度等級格付から実施します。

6 試行の本則化

これまでの試行結果を踏まえ、総合評価方式におけるランダム係数の適用除外について、本則化を行います。

→ 令和5年4月1日から実施します。

7 入札で契約相手を決定したときの契約日の取扱い変更

これまで当局では「落札決定日の翌開庁日を契約日」としていましたが、市長部局と同様に、「落札決定日を契約日」とします。

履行開始日は、従来通り「契約日の翌日」です。

→ 令和5年4月1日以降の公告案件から適用します。